

# 導入予定設備の適合基準について

★申請できる設備等について(以下の条件を全て満たすもの)

## 《条件①》

断熱・遮熱性能を示す、日射熱反射率、熱貫流率、日射熱取得率の数値をカタログ等で確認できる製品

全日射反射率など、カタログの表現が異なっても認めている事例があります。

## 《条件②》

上記の数値が下記のいずれかの機関において試験されたものであることが確認できる(規格番号等の記載がある)

- ①日本産業規格(JIS) ②環境省の環境技術実証(ETV)事業
- ③国立研究開発法人建築研究所 ④一般社団法人 建材試験センター

## 《条件②》の補足

【過年度の申請で多い事例】

①製品カタログの日射熱反射率等の数値記載箇所の注釈に次の文章が記載されている。⇒「JIS(規格番号)」に準拠し…実測。

②一般社団法人 日本塗料検査協会の「試験結果報告書」に次の文章が記載されている。

⇒JIS(規格番号)に準じ、日射反射率を求めた。

③環境技術実証(ETV)事業のHPに製品が公表されている。

※ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)

〈掲載ページ〉<http://www.env.go.jp/policy/etv/field/f05/p3.html>

JIS(規格番号)等が見つからない場合、こちらで掲載されている事例があります。お困りの場合は、こちらでも是非ご確認ください。

【過去に認めた規格番号(一部抜粋)】 ※ETVは個別製品ごとのため省略

製品種	遮熱塗料	遮熱フィルム	Low-Eガラス窓	断熱材
JIS規格番号	A5759、K5675、K5602	A5759、A4710	R3106、R3107、A4710	A9521